



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

## 証拠申出書

2008(平成20)年6月27日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 寿 男



ほか41名

### 1 人証の表示

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1群馬県企画土地・水対策室

次長兼水資源係長 証人 村 上 行 正(呼出・尋問時間90分)

### 2 立証趣旨等

証人は群馬県企画土地・水対策室次長兼水資源係長であり、群馬県における水資源計画の策定、水資源の確保対策等の責任者である。

証人によって、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②八ッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

## 尋問事項

- ① 身上・経歴
- ② 過去に群馬県が行ってきた水需要予測
- ③ 群馬県の過去の水需要予測と実績との関係
- ④ 群馬県の水需要の予測と実績との乖離
- ⑤ 実績から科学的に予測した場合の将来の水需要
- ⑥ 水源開発事業への群馬県の参加の経過と保有水源量の推移
- ⑦ 群馬県の地下水政策の現状とその科学的根拠
- ⑧ 群馬県水道の水需給をみて八ッ場ダムは必要か
- ⑨ その他本件に関連する事実